

第百四十三回国会 衆議院 労働委員会 議録 第一二二号

平成十年九月三日(木曜日)

午前九時三十六分開議

出席委員

委員長 岩田 順介君

理事 荒井 広幸君 理事 能勢 和子君

理事 森 英介君 理事 柳本 卓治君

理事 鍵田 節哉君 理事 中桐 伸五君

理事 河上 覃雄君 理事 青山 丘君

理事 井奥 貞雄君 理事 石川 要三君

理事 稲垣 実男君 理事 大村 秀章君

理事 小林 興起君 理事 田中 昭一君

理事 棚橋 泰文君 理事 中谷 元君

理事 長勢 甚遠君 理事 藤波 孝生君

理事 保利 耕輔君 理事 近藤 昭一君

理事 玉置 一弥君 理事 松本 惟子君

理事 樹屋 敬悟君 理事 武山百合子君

理事 大森 猛君 理事 金子 満広君

理事 濱田 健一君 理事 坂本 剛二君

理事 土屋 品子君

出席國務大臣 労働大臣 甘利 明君

出席政府委員 労働省労働基準局長 伊藤 庄平君

委員外の出席者 労働委員会専門員 渡辺 貞好君

委員の異動 九月三日 補欠選任

白川 勝彦君 中谷 元君

岡島 正之君 武山百合子君

同日 補欠選任

辞任 中谷 元君 補欠選任

白川 勝彦君

中谷 元君

岡島 正之君

武山百合子君

同日 補欠選任

辞任 中谷 元君 補欠選任

白川 勝彦君

中谷 元君

岡島 正之君

武山百合子君

同日 補欠選任

辞任 中谷 元君 補欠選任

白川 勝彦君

武山百合子君 岡島 正之君

八月二十八日

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(内閣提出、議決第一号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(内閣提出、議決第一号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)(内閣提出、議決第三号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)(内閣提出、議決第四号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)(内閣提出、議決第五号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)(内閣提出、議決第六号)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)(内閣提出、議決第六号)

八月二十八日

労働政策に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の二の二種葉製作)(第四四号)

労働基準法改正に関する陳情書外三件(大阪府茨木市駅前三の八の一三茨木市議室内本保平外三名)(第八八号)

労働法制の改善反対、男女ともに人間らしく働くルールの確立と労働行政の充実に関する陳情書外六件(長野県上田市中之条四八五鎌倉克仁外八百二十一)(第八九号)

労働基準法の一部を改正する法律案の廃案に関する陳情書外三件(沖縄県宮古郡下地町字上地五〇五下地町議会内川平洋外三名)(第九〇号)

じん肺患者救済とじん肺対策の充実に関する陳情書外三件(徳島市万代町一の一徳島県議室内内儀徹太郎外三名)(第九一号)

本日の会議に付した案件

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十二回国会開法第三三三号)

○岩田委員長 これより会議を開きます。第百四十二回国会、内閣提出、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。お諮りいたします。

本案につきましては、第百四十二回国会において既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

労働基準法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○岩田委員長 この際、本案に対し、森英介君外八名から、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。河上覃雄君。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案

〔本号末尾に掲載〕

○河上委員 ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

同法律案は、さきの百四十二回国会において参考人の意見を聴取するなど慎重審議を行いました。今国会に入り、前国会の審査を踏まえ、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五党派間で数次にわたる精力的な協議を重ねた結果、本案に対して、新たな裁量労働制、時間外労働に関する激変緩和措置等についての修正案の意見の一致を見たものであります。

その修正案の趣旨は、次のとおりであります。

まず、新たな裁量労働制については、第一に、新たな裁量労働制を適用するに当たり、対象労働者の同意を得なければならないこと等を制度実施の要件とするものとすること。第二に、労使委員会の労働者代表委員については、任期を定めて指名されるときも、当該事業場の労働者の過半数の信任を得なければならないものとすること。第三に、労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聞いて、対象となる業務その他労使委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとすること。第四に、使用者は、定期的、労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉

を確保するための措置の実施状況等を労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。第五に、新たな裁量労働制に係る改正規定の施行期日を、平成十一年四月一日から平成十二年四月一日に延期するものとする。第六に、政府は、新たな裁量労働制の規定の施行後三年を経過した場合において、当該規定について、施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。第七に、

次に、時間外労働に関する激変緩和措置等については、第一に、労働大臣は、激変緩和措置として、子の養育または家族の介護を行う女性労働者に係る労働時間の延長についての基準を定めるに当たっては、一年当たりの労働時間の延長の限度として百五十時間を超えないものとしなければならないものとする。第二に、第一の激変緩和措置後については、政府は、その措置が終了するまでの間において、時間外労働が長時間にわたる場合には子の養育または家族の介護を行う労働者が時間外労働の免除を請求することができる制度に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。第三に、

次に、深夜業に関する自主的な努力の促進については、国は、深夜業に従事する労働者の就業環境の改善、健康管理の推進等就業に関する条件の整備のための事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を促進するものとする。第四に、

以上が、この修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。○岩田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○岩田委員長 これより本案及び修正案を一括して質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柳本卓治君。

○柳本委員 労働基準法の改正につきましては、私も労働政務次官としてその立案に携わった者ですが、関係の皆様の御努力により質疑が進められていることをうれしく思います。また、甘利労働大臣におかれては、昨今失業率が四%を超えるなど非常に厳しい雇用情勢の中、さまざまな対策の推進に御努力されていることに敬意を表します。さて、労働基準法改正法案につきましては、さきの通常国会において継続審査となったところですが、当委員会としては、既に参考人に対する質疑を除いても五回にわたる審議を実施し、その審議時間も約二十二時間に及んでおります。こうした長時間の審議の成果を踏まえつつ、論点を最終的に整理する段階に至ったと考えておりますので、まず今回の法改正の基本的な考え方を再確認しておきたいと思っております。

今日、我が国経済社会は質的に大きく変わろうとしております。そうした中で、労働者もこの変化を自覚し、働き方についても多様な希望を持つようになっています。また、就業環境の多様化も進んでおります。このような状況のもとで、豊かで安心できる社会、健全で活力ある経済を実現していくためには、働く人々がその能力を存分に発揮するとともに、安心して働くことができるよう職場における労働条件や環境の整備を進めることが重要であると考えます。

労働基準法は、御存じのように制定以来五十年を経過していることから、時代の変化に即応したものとする必要があり、その場合でも、働く人一人一人のために改正を行う必要があると思っております。この観点から眺めた場合、私は、今回の改正法案は働く人の立場に十分配慮したものとされているものと考えますが、今回の改正法案の基本的な考え方はどのようなものか、まず政府の考えをお伺いいたします。

○甘利国務大臣 先日まで答弁をされる側だった先生から御質問を受けると多少緊張するのですが、先生から御質問のお話の中にその答えはもう既に入っているというふうには思っているわけであり、

すなわち、お話にありましたように、我が国の経済社会が構造変化を起している。これは世界じゅうがそうであり、すなわち、そうした構造変化、その中で働く方々がいろいろな働き方をしているという期待と希望、それが多様化をしているわけでありまして、そういうことに対応して、労働者が意欲にあふれ、安心して働けるようにするための新たなルールづくりをしていく。つまり、時代が要請をしている中で、労働者の一人一人の権利をきちんと確保しながらその要請にどう対応していくか、そういう基本的な姿勢、理念であるというふうには考えております。

○柳本委員 改正法案にはさまざまな改正事項が含まれております。例えば、労働契約期間の上限を三年に延長する範囲、裁量労働制の対象業務の範囲など、改正の本来の趣旨に即して新制度の対象とする範囲を適正に決めていくことが重要となる事項が幾つか含まれております。これらの事項について、法令上講じ得るすべての措置を講じたとしても、制度が適切に運用され労働者が我が国経済にとってよい影響を与えるか否かは、まさにそれぞれの職場においてどのような運用がなされるのか、また労働基準監督機関においてどのように監督していくかが、言うまでもなく重要なポイントになります。そこで、今回の改正法案の成立後、労働省として施行に向けてどのように取り組んでいくのか、その方針をお伺いいたします。

○伊藤正政府委員 本法案につきましては、前国会以来、審議を通じまして大変貴重な御教示等をいただいております。私も、その点を念頭に置きまして、法案を成立させていただき、関係省令、指針等の細目につきまして、関係審議会の意見も聞きながら早急に詰め、施行に向けて万全の体制をしいてまいりたいと思っております。

さらに、全国の労働基準監督機関におきましても、こうした制度の内容につきまして周知徹底に努め、さらに厳正な監督指導を行うことによりまして、働く方々の健康で安心して働ける状況、環境をつくるために万全を尽くしてまいりたいと思っております。

○柳本委員 申し上げるまでもなく、今回の改正法案は、我が国の経済社会の実情に的確に対応したものであるとされており、十分評価されるものと考えます。現在、世界的な大競争時代の中で、企業が生き残るためには大変厳しい経営努力が求められており、同時に、働く人にとっても、企業の合理化や倒産などによって働く場が失われるといった厳しい時代に突入をしております。このような中、今回の改正法により、甘利労働大臣はどのような社会を構築しようとしているのか、最後に労働大臣の意気込みをお伺いをいたします。

○甘利国務大臣 先ほども一部触れさせていただきましたが、今、日本は大きなわねりの中にある、転換点にあるわけであり、それは、国際化やあるいは少子化や高齢化が進んでいく中で、国民の生き方やあるいは価値観も多様化をいたしております。そうした中で、時代が要請していく、その要請にどうやって経済社会としてこたえていくか。そういう中で、働いている一人一人がその権利をどう守っていくか。そして、一人一人が働く喜びをどう実感できるか。このことをきちんと追い求めていかなければならないというふうには思っております。

額に汗して働く人々が、生きがいと自助の気概を持って、持てる能力を十分に発揮することによりまして、経済社会を支えることができる環境をつくり出すとともに、働く人一人一人が健康で安心をして働ける社会を構築していかなければならない、この改正をそのための基本的なルールにしたいというふうには思っております。

○柳本委員 当委員会の法案の成立が速やかになされまして、当委員会での議論を踏まえ適正に実施

行されることによりまして、改正法案の所期の目的が達成されることを期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○岩田委員長 次に、鍵田節哉君。

○鍵田委員 今回の労働基準法の審議が大変長時間にわたりました。五党による修正案という形で終局を迎えようとしておられるわけですが、そこで、最後に、幾つかの点で確認をしたい点がござります。それにつきまして、私の方から大臣なり伊藤局長に御質問をしたいと思っております。

まず第一点目は、時間外労働の適正化のためのガイドラインについてでございますが、今回の改正によりまして法律上の根拠を持たず、今までは単なる目安というふうなことでございましたけれども、法律的な根拠を持たずということになっておられるわけでございます。近い将来に千八百時間という総実労働時間を表現していくために、この上限基準というものを適正に決めていく必要があるのではないかというふうに思っております。この上限基準の水準をどのように決めていくのか。また、今後それをさらに短縮するためにどのように大臣としてお考えをしておられるのか、その辺についてお聞きをしたいと思っております。

○甘利國務大臣 この労働基準法の改正の提案以降、与野党の先生方に、大変に真摯な、熱心な議論をいただきました。その中で、懸念される項目についての集中的な議論をいただき、今日いろいろと御提言をいただいているわけでありまして、そうした議論を通じて、この法案がよりよいものになっていくというふうに確信をいたしております。

御指摘の時間外労働の上限に関する基準の水準につきましては、一年間については三百六十時間以内とすることといたしまして、その後の状況を踏まえまして見直しということとしたいと思っております。

○鍵田委員 それでは、次に、変形労働時間についてお聞きをしたいと思っております。

めり張りのきいた働き方を、また中小企業などにおいても時間短縮を促進していく、そういう意味で導入された制度であると思っております。これが今回改正をされるわけでございますけれども、時間短縮を促進するという意味では一つの効果はあるわけですが、それだけ、変形労働時間を使用する事業場においては勤労者の時間外労働増し賃金などが減少をするという、所得の面でマイナスになる面もあるわけでございます。それらをどのようにカバーをしていくのか。変形労働時間を使った事業場においてさらに時間外労働をする場合におきましては、それらの労働者に対しては通常よりも高い割り増し賃金を支払う必要があるのではないかとこの問題についてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○甘利國務大臣 たいま御指摘の、変形労働時間を利用して通常の時間外労働の割り増し率よりも高いものとするべきではないかというお話ですが、その点につきましては、その適否も含めまして、時間外労働の割り増し率のあり方に関する中央労働基準審議会での議論の中で検討をいただくこととさせていただきます。

○鍵田委員 一般的な割り増し賃金も世界的な水準から見まして必ずしも高くないわけでございます。それらの検討もあわせて、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

三番目には、新たな裁量労働制に關しまして幾つか修正をさせていただいたところでござります。本人同意などにつきまして修正をさせていただいておるところでございますが、この本人同意というものは包括的な同意にならないように配慮しなければならぬと思っております。

それぞれの事業場において労使委員会で決議を

する、これを全会一致にするというふうなことになるわけでございますけれども、この趣旨につきましても、裁量労働というものが真に労働者にとっても働きやすい制度である、こういうことを担保するための制度にするために全会一致制度というものを導入しようということにつきまして、御見解をいただきたいと思っております。

○伊藤(庄)政府委員 御指摘のように、裁量労働制を実施する場合には、労使委員会において決議等必要な事項を決めることが前提要件でございます。

この労使委員会は、御指摘ございましたように、真に裁量労働制の対象にふさわしい業務の範囲あるいは健康管理のルール等を決めていただくわけでございますので、こうした趣旨に照らせば、制度のあり方につきまして労使双方の委員の方が十分に話し合い、全員が納得できる形で運営していただくことが何よりも重要である、こういう考えに基づきまして、全会一致、こういうことを要件とさせていただきます。

○鍵田委員 法律そのものにつきましても、見直し条項を修正案として出ささせていただいておるところでございます。しかし、個々の事業場における労使委員会の決議につきましても、やはり実際に運用してみるといろいろ問題が出てくるのではなからうかというふうに思っております。そこで、この労使委員会の決議につきましても、見直しをきちっとやれる、そういう制度にしていく必要があるかと思っております。また、その質疑の中でも出ておりましたけれども、それらについても一度御確認をしたいと思います。

○伊藤(庄)政府委員 御指摘のように、裁量労働制のための要件でございます。労使委員会が、その決めた決議等のルールを随時見直しして職場の実情に即したものとすることが大変肝要かと存じております。

こうした観点から、関係労使にはこうした職場

の実情に即して随時見直ししていくことの必要性を十分認識していただくように、工夫をしたいと思います。

○鍵田委員 私の質問は以上で終わるわけでございますけれども、どちらか一方から申し入れがあれば必ず見直しをする、こういうことについて十分留意をさせていただきますようお願いを申し上げます。

○甘利國務大臣 たいま先生の御提案のとおり、労使委員会の決議について適宜見直しを行うことができませんように、労使のどちらか一方から見直しの要求があった場合には労使委員会を開議をいたしまして検討を行うよう、指針において明らかにしてまいります。

○岩田委員長 次に、河上寛雄君。

○河上委員 さきの通常国会で二十四時間を超える審議をいたしました。この審議を通じて、さまざまな問題点あるいは課題等が浮き上がってきたわけでありまして、私は、先ほど提出させていただきました修正案の提出者の立場として、最後に、時間外労働の件、そして変形労働制、そして新たな裁量労働制について、それぞれ一問ずつ質問をさせていただきます。

私は、通常国会の質疑を通じて、現行の適正化指針のもとで、目安時間の範囲を超えた労使協定が見られるというものを指摘をしております。今回の改正法案によって、これまでのガイドラインが、法律に基づく時間外労働の上限に関する基準に改められ、抑制力を高めたものとなることといたしましたが、それに違反する協定が直ちに消滅するということは想定できないものではないかと存じます。法に基づく基準が真に実効性を発揮するためには、厳格な運用を行うことが大事である、私はそう考えるのでございます。

そこで、基準に適合しない労使協定を締結した使用者について、労働基準監督署による厳正な対応が必要である、私はこう考えますが、大臣の確

たる御答弁をお願いを申し上げます。

○甘利國務大臣 そもそもそのような基準に適合しない労使協定を結ばれては困るのであります。が、不幸にしてそういう事態が生じた場合、そのような労使協定を締結した使用者に対しましては、他の労働基準法違反の場合と同様に、労働基準監督署名によります是正勧告を行いまして、厳正に対処をしまひります。

○河上委員 変形労働時間制は、効率的でめり張りのきいた働き方によって総実労働時間の短縮を実現するためのものと理解をいたしております。今回の改正によって、従来であれば、一日九時間、一週四十八時間と限定されていた三ヶ月を超えてる期間にわたる変形労働時間についても、それそれ限度が延長されることになるわけでありまして、その中で真にめり張りのきいた働き方を可能としていくためには、働くときはしっかりと働き、休むときはしっかりと休むというスタイルを従来以上に定着、根づかせていくということは、不可欠、重要であると考えております。

したがって、一年単位の変形労働時間制について、労働日数の限度を省令で定める際には、一定日数以上の休日確保すること、そして一日または一週間の最長所定労働時間を延長する場合は延長前より休日の日数を増加させるべきではないか、このように考えるものでございますが、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○甘利國務大臣 たいま河上先生御指摘の趣旨に沿ひまして措置をしまひります。

○河上委員 大臣、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

最後の質問になります。

新たな裁量労働制についてお尋ねを申し上げる次第でございますが、労使委員会の労働者代表委員の選任に当たっては、既に当該事業場の労働者の過半数の信任を得る必要があると答弁を得ております。労使委員会が労使対等の立場で的確に運用されるためには、その信任が労働者の意思を正確に表明したものであることが重要である、私は

こう考えております。使用者の意向が強く働くような職場にあつては、信任を得る具体的な手続に關しても十分に配慮をしておきまさんと、労働者の正確な意思を把握し得ないことになるおそれがあるわけでありまして。

そこで、具体的には、労使委員会の労働者代表の信任手続を当分の間無記名の投票によることとすべきではないかと考えます。また、加えて、委員の任期につきましても一定の枠を設定しておくべきであると考えます。労働者として、任期等についても一定の考え方をその意味において示すべきではないかと私は申し上げる次第でございますが、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○甘利國務大臣 信任手続につきましては、当分の間投票にすることとするよう措置をしまひりますが、たいま河上先生御指摘になりました投票の方法とか任期等具体的な内容につきましても、中央労働基準審議会での議論を踏まえて措置することとさせていただきます。

○河上委員 以上で私の質問を終わりにいたしたいと思ひます。ありがとうございます。

○若田委員 次、青山丘君。

○青山(丘)委員 数次にわたる質疑の上で、残余のエキスのところで質問をいたします。

労働者が健康で働ける社会、これは我々がひたすら追求していく社会でございます。その辺の認識は変わりがない。労働者が健康で、そして安心して働ける社会をつくっていく。また、職業生活と家庭生活をきちと調和させていかなければならない。口では簡単に言えるのですけれども、なかなかそういうわけには実はいっておられない。そういう職業生活と家庭生活をきちと調和をさせていく、それが実は本当にゆとりある豊かな社会ということになっていくわけですので、そのためにはどうしても労働時間の短縮を図っていく、これは社会全体がその方向に向かって相当厳しい努力をみんながしていかなければならない、そういう段階だと私は思ひます。

そこで、今回の改正案においては、時間外労働

については、これまでの適正化指針が、法律に基づく時間外労働の上限に關する基準、こういうこととに改められていて、いわゆる長時間の時間外労働の抑制に取り組んでいくのだという方向がきちと示されたことは、私はそれなりに評価してあります。

ただ、これは時間外労働だけではなくて、休日労働、深夜労働についてもやはり同じような取り組みをこれからしていかなければいけない、そして長時間労働の抑制をみんな図っていく、いろいろな立場で取り組んでいく、こういう段階だと思ひます。

そこで、健康を確保し、職業生活と家庭生活の調和を關する観点から、休日労働、深夜労働も含めた労働時間の短縮を図っていくために、いろいろな取り組みをしていく、その方策を研究していく、こういうことが必要であらうと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○甘利國務大臣 先生御指摘の家庭生活と職業生活の調和というものは、まさに私も目指しているものでありますし、そのために先生にも大変な御努力をいただいていたわけでありまして、育児休業や介護休業の制度もその一環でありますし、まさに時短もそのとおりであります。そして、今後労働時間短縮を効果的に推進をしていく、そのための適切な方法につきまして、休日労働や深夜労働のあり方も含めまして、引き続き先生の御指導をいただきながら研究してまいりたいと思ひます。

○青山(丘)委員 実は、数次にわたる質疑を通じて、新たな裁量労働の運用に關しては、指針が極めて重要な意味を持ってきておるといふふうを感じます。

例えば、対象業務について具体例が指針で示されるということでございますが、対象業務の具体的な範囲をこれから明確にしていくわけですが、指針では、そのほかに、対象業務以外にもさまざまなことについて決められていくということですが、この際、その項目をここで網羅的に述べてい

ただくことができせんか。

○伊藤(庄)政府委員 御指摘がございました労働大臣が定めます指針におきましては、法律に則しまして、対象業務それから対象労働者の範囲の具体的なものを示すほか、働き過ぎの防止あるいは健康確保のための措置の具体的な内容、それから苦情処理体制のあり方につきましての具体的な内容につきましても示してまいらるべきでございます。

さらに、業務の成果をどう評価するのか、こういった基準等につきまして労使があらかじめ話し合っておくべきである、こういう考えに基づきまして、そうした事項もあわせて示してまいりたいと思ひます。

○青山(丘)委員 そこで、この指針を中央労働基準審議会に議論するわけですが、いろいろな事業所における実態というものを、可能な限り相当幅広く豊富に情報をせめておいていただきたい。そうしなければ、なかなか実情に沿った指針とはならないのではないかとこのことを私自身は心配をしております。

そこで、新たな裁量労働制については、その指針を定めるに当たっては、中央労働基準審議会に議論するその前段階で、中基審の意向に沿った形で専門的な機関を設置していただきたい。そして、そこで十分研究をして、中基審でそれを議論していただくというのが最も妥当な取り組みではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○甘利國務大臣 御趣旨に沿ひまして、中央労働基準審議会の意見を聞きました上で、法案成立後直ちに専門的な検討の場を設けまして、精力的に検討を行つてまいります。

○青山(丘)委員 ぜひそうしていただきたい。それから、年間実労働時間、総労働時間千八百時間というのはいくらも長い間の我々の悲願でしたし、これをきちと実現をしていくためには、例えば年次有給休暇をきちと取得していただきたいということもありません。

実は、これは労働省の資料だと思ひますが、二十数年の年次有給休暇の取得率の推移を見てま

いりますと、昭和五十九年あたりから少し下がってきておりまして、六十年、六十一年、六十二年、六十三年、非常に低くなってきております。それからまた幾らか、五、六%上がってきておりますが、またここ数年、漸減傾向といえますか、五割にだんだん近づいてくるのではないかと。年次有給休暇をきっちり確保していただくということも年終労働時間千八百時間を実現していく上では非常に重要なこと、しかし現状では五割くらいの取得率、これをもっと高めていかなければいけない。

その原因は那边にあるか。これはなかなか複雑で難しい。日本人の価値観にも関係があるようなことで、職場で年次有給休暇をとるということについて何となくみんなの合意がまだできておられないという点もあるのかもしれない。

しかし、私も、そういう価値観、新しく年次有給休暇をきっちりとするような日本社会にしていこうというのは実は容易なことではないと思いが、それをやらなければ、有給休暇の取得日数をふやしていく、実際に取得をしかりしていく。そのためには、ちょっと脱線ぎみになるかもしれないが、しかし、きっちりとした人には職場やあるいは労働組合や会社やいろいろな立場でどういう評価をするかという、今までのような冷たい見方をするんじゃないで、むしろこの人は家庭に対して、家族に対して、あるいは奥さんに対して日ごろの感謝の気持ちのある人だ、優良な人であるというような評価が出るような点も、幅広い考察の中で、有給休暇の取得を向上していくための実効ある方策を研究していただきたい。

この点について、ひとつ御見解を大臣から聞かせていただきたい。

○甘利国務大臣 先生御指摘のとおり、年次有給休暇をちゃんととっていただければ千八百時間が一挙に進むわけでありませうけれども、何となく職場でとりづらいいという雰囲気がある。権利はあるんだけど行使しづらい。これをどう周辺環境整備をしていくか、まさに大事なところでござい

ます。なかなか特効薬というのは見つからないのでありますけれども、例えば、もう既に行っているところもあるかもしれませんが、労使が年度初めに取得する計画表をつくってやっていくとか、旗振りをするとかやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

この点について、先生の御指摘も踏まえて、引き続きしっかり検討していきたいというふうに思っております。

○青山(正)委員 終わります。

○岩田委員長 次に、大森猛君。

○大森委員 今度の労基法改悪法案は先国会で継続審議になり、以来約三カ月余り経過をいたしました。継続審議、審議を継続とは名ばかりで、この間、ただの一回も審議がされなかったわけであります。しかも、国会の外で修正協議が行われ、それがまとまったら突然昨日国会に提出されました。

きょうも傍聴者の方がたくさん見えておりますけれども、あの傍聴者の方を含む全国五千四百万の労働者、その家族を含めると九千万人の国民、こういう人たちがこの修正案の中身をほとんど知らないまま、ごらんのよう修正案に対する質疑は私の十分だけあります。これだけで採決を強行する、私は、こういうような議会制民主主義の根本に反するやり方に厳しく抗議をして、質問に入りたいと思っております。

第一点は、短い時間ですので、大臣にイエスかノーかだけでお答えいただきたいと思っております。この改正案そして修正案、これがもし方が一成立したら、一年後に問題の新たな裁量労働制、これを実施されるわけですか。

○甘利国務大臣 まず、このきょうの質疑に關しましては、与野党を通じて理事会で合意をいただいで設定をされているというふうにご承知しておりますので、強行云々という話はいかがかというふうに思っております。

裁量労働制を含む労基法の改正につきまして

は、各党間でいろいろ御意見をいただきました。そして、その修正の協議も合意をいただいたわけでありまして、その趣旨にのっとって法律が施行されるわけでありませう。

○大森委員 質問にお答えにならなかったのです。要するに、この新たな裁量労働制は一年後に実施をされるということだと思っております。

そこで、この裁量労働制の乱用防止あるいは歯どめとして、修正案では本人同意、これを盛り込んでおられますけれども、これが本当に歯どめとして効果を発揮するのか。私は、歯どめにならない。

そこで、提案者にお聞きをしたいと思います。裁量労働制に不同意で、そのため不利益扱いになった、その場合、罰則はあるでしょうか。

○河上委員 罰則はございません。

○大森委員 答弁のように、結局罰則も何もありません。決議に盛り込まない場合でも、罰則がない。ましてや、本人同意、これは法律上の担保、罰則ということが何にもない。その意味では、法的拘束がなければ実効性、歯どめになり得ない。このことをまず申し上げたいと思っております。

加えて、現実の問題として、実際に裁量労働制が適用されている職場で、ほかの人と同じだけ仕事をし、自分だけに時間管理を求め、自分だけは残業手当をもらおう、こんなことが職場のチームワーク、秩序からいって本場に現実問題として可能か。私は、これは不可能だと思っております。

この点、どうですか。提案者聞いています。

○伊藤(庄)政府委員 ただいま先生から御指摘ございました……(大森委員)提案者聞いています。……(大森委員)修正の内容にわたるよりも、むしろ私も提案申し上げております原案、内容についての御指摘かと存じますので、私の方から、恐縮でございますが、お答えをさせていただきます。

先生から御指摘ございましたように、片方が残

業代を受け取り、片方が受け取らないというふうな形がこの裁量労働制のもとで本場にあり得るのか、こういう点についてお答えを申し上げます。

この裁量労働制は、労働時間の配分等を本人みずから決めるということが提案申し上げている内容でございます。賃金等につきましても、この決め方をするにつかまえては、これは労使間で決めるべき問題でございます。そのことについてはこの裁量労働制は言及をいたしておりませんし、法律上そこを、方向性を規定しているものでもございません。

したがって、裁量労働制を実施する場合に、もし仕事の成果やそういったもので評価する場合には、労働時間によって決まるよりも、そういったものによって裁量労働制の対象者がよりいい処遇を受けるケースというのは非常に多いわけでございます。先生が言うように、残業代と、片方が残業代がないというふうには、一律にこの制度によって決まるものではないことを御理解をいただきたいと思います。

○大森委員 提案者に回答を求めたのですが、提案者は回答不能だというぐあい理解をしたいと思います。今の基準局長の御回答も、余りにも実態を知らない、そういう回答だと思っております。今全国の職場で、例えば新しい勤務体系を導入する際、それを適用除外を申請しても現実にはそれは認められない、拒否すれば何らかの報復を受ける。今これが実態であります。残業を拒否しただけで配転、出向される、全国の職場でそういうことが数多く起っているわけでありませう。

労基署自身もこれまで監督にも入って思うのですが、そういう中でも、残業代一つ正しく申告できない、こういう実態の中で、本人の同意などということが乱用防止の歯どめには決してならないということを重ねて私は申し上げたいと思っております。

大体、労働基準法の基本原理、これはこの委員会でも東中議員が質問いたしました。同意、不同

意にかかわらず、労基法の目的である人たるに値する生活を営むための必要な条件を強制的に保障する、これが基本的な原理ではないでしょうか。同意しようと思いません、同じようにそうした条件を保障されるのが労働基準法の基本原則ではないか、このことをお聞きしたいと思います。

○河上委員 先ほどの御質問の趣旨は、裁量労働制の本人同意についての具体的な実態についてお述べになりましたもので、実態については労働省の立場からの御報告の方が適切かなと思つた次第でございます。

あえてそれを全部、趣旨を、こちら側としては酌み取りますと、労使委員会で決議をいたしました。したがって個々の労働者本人の同意を得ないで裁量労働をさせていた場合の法的な側面はどういうふうになるのかということも考えられますが、その点につきましては、私の方から、今回の修正案によりまして労使委員会の決議事項として労働者本人の同意を追加したことによって、同意をした労働者に限って裁量労働制の対象とし得る道を開いたわけであると考えております。

したがって、同意した労働者のみを裁量労働制の対象とすることを決議で明確にしておきながら、実際に同意を得ていないという場合は、当然、当該労働者に裁量労働制を適用することはできないものと理解をいたしております。

したがって、御指摘のような場合には、実際の労働時間に応じて、時間外労働があれば時間外割増し賃金の支払いが必要となるわけでございます。それを怠れば労働基準法違反となり、処罰の対象になる、こう理解をいたしております。

○大森委員 先ほども申し上げましたように、職場の実態論からも、また労基法の基本原理からいっても、本人同意というのは、これは歯どめになり得ないし、してはならないということを重ねて申し上げて、最後にもう一点だけお聞きをしたと思つています。

提案者のお一人は、衆議院本会議での労基法の

質疑の中で、本法案が使用者の一方的な意見だけを取り入れた暴挙であり、そして改悪案と断ぜざるを得ない、このように申し述べられました。その第一の理由に挙げたのが、時間外労働の上限規制の法案への明記がないこと、これについても修正案はこの点では何ら変わっていない。

加えて、連合の意見広告、この中でも言われておりますが、「男女共通、罰則つきの上限基準を法律に明記。」これを要求しておりますけれども、修正案ではこの要求は入ったでしょうか、これをお聞きしたいと思います。

○青山(丘)委員 長時間の時間外労働の抑制については、深夜労働も休日労働も含めて、この委員会ではいろいろ議論されてきました。そして、今おっしゃられるように男女共通の法的規制を盛り込む必要があるのではないかと議論が多くありました。

ただ、実態からいいますと、企業の規模によつてさまざま違つておりまして、また業種によつても大変多様な状況でございます。現時点で画一的に罰則規定を設けることは不適切ではないか。しかし、罰則規定についてはともかくとして、男女共通の法的な規制は将来においては十分検討していかなければならないということも議論の中にありましたので、今後の検討課題だということに認識をいたしております。

○鎌田委員 だいたい御指摘のありました討論の内容につきましては、私が基準法の一部改正案が本会議に上程されたときに討論をした内容をおっしゃられたのだと思つて、議事録をよく精査をいたしました。政府原案が改悪案だと思つて、現状のままでは改悪案と言わざるを得ません、したがって、国会議員の任務というものは、この法案を真に改正だと言われるように評価されるものにつくり上げていく、それが国会議員の任務であり、立法院の責任である、こういうことで申し上げたわけでございます。内容的には、修正案に示させていただきますように、裁

量労働においても六時間の修正をいたしました。さらに、深夜業、時間外労働、それらにつきましても激変緩和なり今後の業種別のガイドラインを設定する、こういうことに関しての道を開いたと確信をし、そして提案をさせていただきます次第でございます。

○大森委員 時間が参りましたので終わりますけれども、国会議員の責務がというお言葉もありましたので、国会議員の責務として、私は、今一番必要なことは、圧倒的多数の労働者の声を聞くことだと思つています。今多数の声は裁量労働制の削除、男女共通規制、これをきちんと行うということでありまして、日本共産党は、廃案を目指す立場を堅持しつつ、このことを実現を目指して最後まで全力を尽くすということを申し上げて、質問を終わります。

○岩田委員長 次に、濱田健一君。

(委員長退席、鎌田委員長代理着席)

○濱田(健)委員 時間が十分と制限をされておりますので、私は、変形労働制、裁量労働制、時間外・休日労働、深夜業の割増率の三点について、役所の明快な答弁を求めたいと思つています。

一点目は、変形労働制についてですが、一年単位の変形労働時間制は、一日八時間、一週間四十時間の法定労働時間の原則を、労使の自主的な話し合いによって、年間を通して週四十時間労働制を実現するためのものといえ、特定の一日や一週間に着目すると、労働大臣が定める所定労働時間の限度、これは現行の定めで最長一日十時間、一週間五十二時間となっておりますが、この限度までの労働が可能ということでございます。このような弾力的な制度のもとで、繁忙期における時間外労働が減少し、年間で見ても時間外労働が相当減少しなければならぬと考えております。

したがって、一年単位の変形労働時間制のもとで時間外労働の上限に関する基準を遵守することは容易なるはずであります。このことは、当該基準の趣旨及び総実労働時間を短縮するとの変形労働制の趣旨からすると、より一層の時間外労働

の抑制が求められることとなるべきものではないかと考えます。

一年単位の変形労働制を実施する場合には、時間外労働の上限に関する基準は一般の基準よりも短く設定すべきだと考えますが、労働大臣、いかがでしょうか。

○甘利國務大臣 濱田先生御指摘のとおり、変形労働時間制というのは、例えば季節間の労働時間の調整等々、それ自体が時間外労働の結果として減らすということになるわけでありまして、必然的に時間外労働というものは少なくて済む、その趣旨はそのとおりだと思つています。そうした御趣旨、御指摘に沿ひまして、今後措置をして、総労働時間の短縮につなげていきたいというふうを考えております。

○濱田(健)委員 これからも今の大臣の御答弁どおりの改善策をお願いしておきたいと思つています。

二点目は、裁量労働制です。

新たな裁量労働制は、当然ながら労使ともに運用の経験がない状態で労使委員会の検討が行われます。委員の選出手続、全会一致による決議、議事録の周知等、労使委員会が適切に運用されるよう透明性の確保にも一定の配慮がこの修正の中になされたと考えておりますが、企業によっては、経験の蓄積や労使の話し合いが不十分なことにより、制度が的確に運用されないおそれも十分考えられるものがございます。

このため、一たん決議された事項であっても、定期的に見直すための制度が用意されていなければ、不適切な制度や運用が過熱と長期間継続され、労働者の保護に欠ける事態が生ずる可能性があります。したがって、新たな裁量労働制を導入した事業場において、制度の運営を定期的に見直していくために、決議の有効期間を一定の期間に制限することが必要であると考えますが、労働大臣、いかがでしょうか。

○甘利國務大臣 御指摘をいただきましたので、決議につきましてはその有効期間を定めなければならぬということ、それから、当分の間はその

の抑制が求められることとなるべきものではないかと考えます。

期間は一年としなければならぬこと、これを省令において規定することといたします。

〔鎌田委員長代理退席、委員長着席〕

○濱田(健)委員 今の問題については、いわゆる労使委員会等の本場に円滑な運営等々が必要になるのではないかと思っております。

三番目ですが、割り増し率の問題でございます。

時間外・休日労働及び深夜業に関しては、今回の改正法案において幾つかの措置が講ぜられることとされております。すなわち、長時間の時間外労働の抑制のために労働大臣が時間外労働の上限基準を設け、労使がこれを守る仕組みや、女性保護規定の解消に伴う家族の責任を有する女性労働者についての激変緩和措置が講じられることなどとされており、これらの措置の円滑な実施が期待されているところでございます。

しかしながら、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保、家庭生活との両立を図るためには、これらの措置に加え、割り増し賃金率の引き上げという方策もある面で効果的なものであると私は考えております。この点について、中央労働基準審議会の建議においては、時間外・休日労働の賃金の割り増し率についての引き上げの検討を開始することや、深夜業の割り増し賃金率についてもあわせて検討することが適当であるとされているところでございます。

この時間外・休日労働及び深夜業の割り増し率については、今後どのように検討を進められるおつもりか、労働大臣、御答弁をいただきたいと思っております。

○甘利国務大臣 御案内のとおり、現在は、残業、深夜にしましては二五%の割り増し率、そして休日については三五%となっているわけでありますが、ただいま御指摘の時間外・休日労働及び深夜業の割り増し率につきましては、国際的な水準を参考にいたしまして、実態調査の結果を見つつ、中央労働基準審議会において今後検討を進めていただくこととさせていただきます。

○濱田(健)委員 今回の労基法改正論議では、新しい制度も含まれるということで、働く皆さん方にはやはり不安感かれこれが残っております。この法律が成立したならば、役所としてはその対応について万全の措置を講ぜられるよう改めて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○岩田委員長 以上で本案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○岩田委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありませんので、順次これを許します。武山百合子さん。

○武山委員 自由党の武山百合子です。

私は、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、労働基準法の一部を改正する法律案について、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合提出の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成します。

今日、我が国を取り巻く環境は著しく変化しており、また、雇用の形態や勤労者の働く意識の多様化も大きく進んでおります。このような中で、働く人々が意欲にあふれ、健康で安心して仕事ができるよう、職場におけるルールの整備、労働条件の確保を図っていくことが重要です。このような理由から、制定以来五十年を経過した労働基準法について、時代の変化に対応して見直すことが必要です。

このたびの政府案は、第一に、経済社会の変化に対応して勤労者が主体的に働くためのルールをつくるために、新商品、新技術の開発に必要な高度の専門的知識、技術等を持つなど一定の人に限り労働契約期間の上限を延長することや、本社等で企画、立案等の業務をみずからの裁量で行う勤労者について、自律的、創造的に働くことができよう新たな裁量労働制を整備すること。第二に、職場と家庭生活との調和、労働時間短縮のた

めの環境をつくり、長時間の時間外労働を抑制するために、労使が遵守すべき時間外労働の限度に関する基準を労働大臣が定めること。その際、家事、育児を担う働く女性については、激変緩和措置として一定期間、短い限度の基準を定めること。第三に、労働契約の複雑化、個別化に対応したルールをつくるため、都道府県労働基準局長が労働条件に関する紛争の解決に向けて援助を行うことや、労働契約締結時に書面によって労働条件を明らかにすることを追加すること等を内容とするものであります。

この政府案については、自由党を初め五党としては、長年にわたる審議会における検討を経て取りまとめられたもので、おおむね時宜を得た内容のものと考えますが、当委員会における審議を通じて、新たな裁量労働制については、対象業務の範囲や勤労者への適用の手続などをより適正、的確なものとする必要があり、そのためにも、針の策定など裁量労働制の実施の準備に当たっては労働により慎重に検討を重ねるとともに、さらに、実施の状況を踏まえて見直しを行うことなど、明確にする必要があるとの認識で一致いたしました。また、来年四月に迫った女性保護規定の廃止を念頭に、家事、育児を担う働く女性の激変緩和措置として定められる上限基準の水準や、激変緩和措置が終了するまでに検討を加えるべき制度の内容を明確にするともに、深夜業に従事する勤労者の就業に関する条件を整備するため、関係者が自主的な努力を促進するように国が取り組む姿勢を明らかにする必要があるとの認識で一致いたしました。

こうしたことから、五党提出の修正案では、先ほど説明がなされたとおり、これらの点について内容の改善が図られ、より適切な内容になったと考えます。

以上の理由により、私は、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合提出の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成いたします。

以上で私の討論を終わります。(拍手)

○岩田委員長 次に、大森猛君。

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、労働基準法の一部を改正する法律案及び同法案に対する修正案に対し、反対の討論を行います。

反対理由に先立ち、継続審議と言いつつ、ただの一度も審議を行わず、国会外で自民党を初めとする各会派が協議を行い、それがまとまったとして突然修正案を国会に提出し採決を強行するというやり方は、言語道断であります。周知のように、本法案は、前国会において、全労連、連合、全労協などあらゆる労働団体はもとより、日本弁護士連合会、日本労働弁護団、自由法曹団などの法曹界、女性団体や労働法学者、さらには全国二百七十を超える地方議会での決議など、広範な国民の改悪反対運動の中で継続審議となっていたものであります。

にもかかわらず、こうした非民主的なやり方を強行するなどは、広範な労働者と国民の意思を全く無視した、議会制民主主義に反する暴挙と言わざるを得ません。

本労働基準法改正政府原案は、財界の要求を具体化したもので、裁量労働制の対象拡大、変形労働時間制の要件緩和、短期雇用契約制の容認などによって、資本の都合と利益のために、労働法制の根本原則である八時間労働制を切り崩し、ただ働きを合法化し、雇用の保障のない無権利な労働者を制度的に大量につくり出すなど、五千四百万の労働者と家族の生活を根柢から脅かす希代の悪法であり、断固反対するものであります。

また、修正案は、政府改悪案の骨格を何ら変更するものではありません。

裁量労働制について言えば、一年後には導入を約束したものであり、本人同意についても、現在の職場での実態から見ても歯どめにならないことは明白であります。

また、男女共通規制にかかわる修正部分も、女性保護規定撤廃が来年四月に迫っているもとで、多くの男女労働者が願ってきた男女共通規制につ

いても何ら法的な義務を負わせるものではなく、実効あるものとは言えないことは答弁でも明らかであり、本修正案についても反対であります。

仮に、政府案及び修正案が本委員会でも押し通されたとしても、広範な労働者、労働組合、法曹界、国民の中で押し通すことはできません。

我が党は、本改悪案の廃案を目指すと同時に、労働者と国民の多数が要求している新裁量労働制の削除と時間外・休日・深夜労働の法的規制、そして、これができなければ女性保護規定撤廃の来年四月実施の延期を要求するものであります。これこそが参議院選挙で示された民意を生かす道であると確信します。国民要求に沿った共同の行動を院内外で広げ、その先頭に立って奮闘することを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○岩田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○岩田委員長 これより採決に入ります。

第一百四十二回国会、内閣提出、労働基準法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決をいたします。

まず、森英介君外八名提出の修正案について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○岩田委員長 この際、本案に対し、柳本卓治君外四名から、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されて

おります。

提出者より趣旨の説明を求めます。濱田健一君。

○濱田(健)委員 私は、提出者を代表いたしましたし、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 女性保護規定の解消に伴う家族の責任を有する女性労働者の職業生活の著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮して講ずる措置が終了するまでの間において家族の責任を有する労働者が時間外労働の免除を請求することができるとの制度に関し検討するに当たっては、その水準について激変緩和措置との連続性に充分留意すること。

二 深夜業が家庭生活や健康等に与える影響を考慮し、将来における総合的なガイドラインの策定に資するため、主要業種ごとに労使による自主的なガイドラインが適切に設けられるよう、労使が参考とすべき事項を明らかにしつつ実態調査や労使の話し合いの場の設定等の労使の取組について必要な援助を行うこととし、深夜業の実効ある抑制方策について検討すること。

三 深夜業に従事する労働者の健康確保を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の費用を助成すること及びこれら自発的に受診した健康診断についてもその結果に基づく医師の意見を勘案して深夜業の回数の減少や作業の転換等の措置を講じなければならぬこととするよう労働安全衛生法の改正を行い、必要な措置を講ずること。

四 休日労働について、回数等を含むガイドラインの設定などその適正化のための適切な措置について、中央労働基準審議会において、

労使の意見を充分尊重しつつ、検討が行われるよう努めること。

五 新たな裁量労働制について、労働大臣が定める指針において対象業務や対象労働者の範囲を具体例をもって可能な限り明らかにすること。なお、この指針を定めるに当たっては、中央労働基準審議会において、労使の意見を充分尊重しつつ、合意が形成されるよう努めること。

六 有期労働契約について、反復更新の実態、裁判例の動向等について専門的調査研究を行う場を設け検討を進め、その結果に基づいて法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。

七 ILO条約第百三十八号(就業の最低年齢に関する条約)の早期批准に向けて検討を急ぐこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○岩田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

柳本卓治君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩田委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。甘利労働大臣。

○甘利労働大臣 ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存であります。

○岩田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岩田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

労働基準法の一部を改正する法律案
労働基準法の一部を改正する法律案
労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条中「労働者」を「労働者」に改め、「前条」を削り、「事業」とを「事業」とに改める。

第十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中、「日」を、「月」に改める。

第十四条中の「定を」の定めを、「外」を「ほか」に改め、「一年」の下に「(次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、三年)」を加え、同条に次の各号を加える。

一 新商品 新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な専門的知識、技術又は経験(以下この条において「専門的知識等」という。)であつて高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

二 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているものに必要なる専門的知識等であつて高度のものとして労働大臣が定

められたものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者(当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。)との間に締結される労働契約

六 前各号に掲げるもののほか、命令で定める事項

前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に指名されていること。

二 当該委員会の設置について、命令で定めるところにより、行政官庁に届け出ていること。

三 当該委員会の議事について、命令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるときに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

四 前三号に掲げるもののほか、命令で定める要件

労働大臣は、対象業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るために、第一項各号に掲げる事項その他同項の委員会が決議する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第一項の委員会においてその委員の全員の合意により第三十二條の二第一項、第三十二條の三、第三十二條の四第一項及び第二項、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第一項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二條の二第一項、第三十二條の三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二條の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八條の四第一項に規定する委員会の決議（第百六条

第一項を除き、以下「決議」という。）と、第三十二條の三、第三十二條の四第一項から第三項まで、第三十二條の五第一項、第三十四條第二項ただし書、第三十六條第二項、第三十八條の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二條の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六條第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

第三十九條第二項を次のように改める。
使用者は、二年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日（以下「六箇月経過日」という。）から起算した継続勤務年数（一年）ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えないことを要しない。

六箇月経過日から起算した継続勤務年数		労働日
一年	一労働日	一労働日
二年	二労働日	二労働日

三年	四労働日
四年	六労働日
五年	八労働日
六年以上	十労働日

第四十條第一項中「第八條第四号、第五号及び第八号から第十七号まで」を「別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外」に改める。

第四十一條の見出しを「労働時間等に関する規定の適用除外」に改め、同条第一号中「第八條第六号（林業を除く。）又は第七号の」を「別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる」に改める。

第五十六條第一項を次のように改める。
使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

第五十六條第二項中「第八條第六号乃至第十七号」を「別表第一第一号から第五号までに掲げる事業以外」に、「且つ」を「かつ」に、「満十二才を」を「満十三歳」に改め、「但し」を削り、「同様である」を、「同様とする」に改める。

第六十條第三項中「満十五才以上で満十八才を」を「満十五歳以上で満十八歳」に改め、「ついでには」の下に、「満十八歳に達するまでの間（満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間を除く。）」を加え、「各号」を削り、同項第二号中の規定を「及び第三十二條の四の二の規定」に改める。

第六十一條第四項中「延長し」を「延長し、」に、「第八條第六号、第七号若しくは第十三号」を「別表第一第六号、第七号若しくは第十三号に掲げる事業に」、「電話の事業を」を「電話交換の業務」に改め、「これを」を削る。
第六十六條第一項中「第三十二條の二」を「第三十二條の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十二條の二」を「第三十六條第一項」に改める。

第七十二條中「基いて発する」を「基づく」に、「は、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない」を「第三十九條の規定の適用については、同条第一項中「十労働日」とあるのは「十二労働日」と、同条第二項の表六年以上の項中「十労働日」とあるのは「八労働日」とする」に改める。

第七十七條中「なおつたとき」を「治つた場合」において、その「場合において」を「とき」に、「別表第一」を「別表第二」に改める。

第八十二條中「別表第二」を「別表第三」に改める。
第八十九條第二項中「前条第一項」を「前条」に、「添付」を「添付し」に改める。
第百五条の二の次に次の一条を加える。
（紛争の解決の援助）
第百五条の三 都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争（労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第六條に規定する労働争議に当たる紛争、国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十八條第一項に規定する紛争及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十一條第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

都道府県労働基準局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
第六十六條の見出しを「（法令等の周知義務）」に改め、同条第一項を次のように改める。
使用者は、この法律及びこれに基づく命令の

要旨、就業規則、第十八条第二項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第五項及び第六項ただし書に規定する協定並びに第三十八条の四第一項及び第四項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の命令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならぬ。

第六百十六條を次のように改める。
(適用除外)

第六百十六條 第一条から第十一条まで、次項、第一百十七條から第一百十九條まで及び第二百一十一條の規定を除き、この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

第六百十九條第一号中「第三十六條ただし書」を「第三十六條第一項ただし書」に改める。

第六百二十條第一号中「第三十二條の四第四項」を「第三十二條の二第二項第三十二條の四第四項及び」に、「同条第五項」を「第三十八條の三第二項」に改める。

第六百二十四條を第六百二十六條とし、第六百三十三條を第六百三十四條とし、同条の次に次の一条を加える。

第六百三十五條 六箇月経過日から起算した継続勤務年数が四年から八年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間にある労働者に関する第三十九條の規定の適用については、同日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第二項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

四年	六労働日	五労働日
五年	八労働日	六労働日
六年	十労働日	七労働日
七年	十労働日	八労働日
八年	十労働日	九労働日

六箇月経過日から起算した継続勤務年数が五年から七年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にある労働者に関する第三十九條の規定の適用については、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる当該六箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同条第二項の表中次の表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

五年	八労働日	七労働日
六年	十労働日	八労働日
七年	十労働日	九労働日

前二項の規定は、第七十二条に規定する未成年者については、適用しない。

第六百三十二條の次に次の一条を加える。

第六百三十三條 労働大臣は、第三十六條第二項の基準を定めるに当たつては、満十八歳以上の女性のうち雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第九十一号)第四條の規定による改正前の第六十四條の二第四項に規定する命令で定める者に該当しない者について平成十一年四月一日以後同条第一項及び第二項の規定が適用されなくなつたことにかんがみ、当該者のうち子の養育又は家族の介護を行う労働者(命令で定める者に限る。以下この条において「特定労働者」という。)の職業生活の著しい変化がその家庭生活に及ぼす影響を考慮して、命令で定める期間、特定労働者(その者に

係る時間外労働を短いものとすることを使用者に申し出た者に限る。)に係る第三十六條第一項の協定で定める労働時間の延長の限度について、この協定で定める労働時間の延長の限度について、この協定とは別に、これより短いものとして定めるものとする。

別表第二中 「別表第二 分割補償表」を「別表第二 分割補償表」に改め、同表を

別表第三とし、別表第一中 「別表第一 身体障害等級及び災害補償表」を「別表第一 身体障害等級及び災害補償表」に改め、同表を

別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第三十三條、第四十條、第四十一條、第五十六條、第六十一條関係)

一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、裝飾、仕上げ、販売のために仕立て、破壊若しくは解体又は材料の改造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)

二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

七 動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は

理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

十一 郵便又は電気通信の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

十五 焼却、清掃又はと畜場の事業

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第五百五條の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第八條の規定及び附則第十四條の規定(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八條第三項の改正規定中「及び第百二條」を、「第百二條及び第百五條の三」に改める部分に限る。)は平成十一年十月一日から、第五十六條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「満十二才」を「満十三歳」に改める部分に限る。)、第六十條第三項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く。)及び附則第六條の規定は平成十二年四月一日から施行する。

(退職時の証明に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の労働基準法(以下「新法」という。)第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に退職した労働者について適用し、この法律の施行の前日に退職した労働者については、なお従前の例による。

(労働時間に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の労働基準法(以下「旧法」という。)第三十二條の四の規定は、同条第一項の協定(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第七條に規定する労働時間短縮推進委員会の同項に規定

する事項についての決議を含む。であつて、この法律の施行の際同項第二号の対象期間として平成十一年三月三十一日を含む期間を定めてい

るものについては、なおその効力を有する。

(休憩に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた旧法第三十四条第二項ただし書の許可の申請であつて、この法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされ

ていないものについては、許可又は不許可の処分

については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第三十四条第二項た

だし書の規定による許可を受けた場合(前項の

規定により同項の許可を受けた場合を含む。)に

おける休憩時間については、なお従前の例によ

る。

(年次有給休暇に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際四月一日以外の日が

基準日(継続勤務した期間を新法第三十九条第

二項に規定する六箇月経過日から一年ごとに区

分した各期間(最後に一年未満の期間を生じた

ときは、当該期間の初日をいう。以下この条

において同じ。)である労働者に係る有給休暇に

ついては、この法律の施行の日後の最初の基準

日の前日までの間は、同項及び新法第三十九条

第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

2 新法第三百三十五条第一項に規定する労働者で

あつて平成十二年四月一日において継続勤務す

るものうち、同日において四月一日以外の日

が基準日である労働者に係る有給休暇について

は、同年四月一日から同日後の最初の基準日の

前日までの間は、同月一日前において同項の規

定により読み替えて適用する新法第三十九条第

二項及び第三項の規定の例による。

3 前項の規定は、新法第三百三十五条第二項に規

定する労働者であつて平成十三年四月一日にお

いて継続勤務するものについて準用する。

(最低年齢に関する経過措置)

第六条 第五十六条第二項の改正規定(満十二

才を「満十三歳」に改める部分に限る。以下こ

の条において同じ。)の施行前にされた満十二歳

の児童を使用する許可の申請(映画の製作又は

演劇の事業に係る職業に係る申請を除く。)で

あつて、第五十六条第二項の改正規定の施行の

際に許可又は不許可の処分がされていないもの

については、許可又は不許可の処分については、

なお従前の例による。

2 第五十六条第二項の改正規定の施行前に旧法

第五十六条第二項の規定による許可を受けた場

合(前項の規定により同項の許可を受けた場合

を含む。)における児童の使用については、なお

従前の例による。

3 新法第五十六条第二項に規定する職業のう

ち、満十二歳の児童の就労実態、当該児童の就

労に係る事業の社会的必要性及び当該事業の代

替要員の確保の困難性を考慮して労働省令で定

める職業については、労働省令で定める日まで

に行政官庁の許可を受けたときは、満十二歳の

児童をその者が満十三歳に達するまでの間、そ

の者の修学時間外に使用することができる。こ

の場合において、第五十七条第二項、第六十条

第二項及び第六十一条第五項の規定の適用につ

いては、第五十七条第二項中「児童」とあるの

は、「児童(労働基準法の一部を改正する法律

(平成十年法律第 号)附則第六条第三項の

規定により使用する児童を含む。第六十条第二

項及び第六十一条第五項において同じ。)」とす

る。

(年少者の労働時間に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際旧法第六十条第三項

に規定する者を労働させることとして使用する使

者については、同項第二号の規定に基づき旧法

第三十二条の四第一項第二号の規定の例による

対象期間として定められている期間(平成十一

年三月三十一日を含む期間に限る。)が終了する

までの間、新法第六十条第三項第二号中「第三

十二条の四及び第三十二条の四の二の規定」と

あるのは、「労働基準法の一部を改正する法律

(平成十年法律第 号)による改正前の第三

十二条の四の規定」として、同項の規定を適用

する。

(紛争の解決の援助に関する経過措置)

第八条 平成十一年三月三十一日までの間は、新

法第五十五条の三第一項中「雇用の分野におけ

る男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

律(昭和四十七年法律第百十三号)第十二条第一

項」とあるのは、「雇用の分野における男女の均

等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の

増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三

号)第十四条」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定す

る規定については、当該規定)の施行前にした

行為並びに附則第一条及び第五条第一項の規定

によりなお従前の例によることとされる事項並

びに附則第三条の規定によりなお効力を有する

こととされる旧法第三十二条の四の規定に係る

事項に係るこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定

める。

(検討)

第十一条 政府は、新法第三百三十三条の命令で定

める期間が終了するまでの間において、子の養

育又は家族の介護を行う労働者の時間外労働の

動向、育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法

律第七十六号)の施行の状況等を勘案し、当該

労働者の福祉の増進の観点から、当該労働者の

時間外労働に関する制度の在り方について検討

を加え、必要があると認めるときは、その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年

法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「直営事業」の下に「官公署の

事業」を加え、「第八条第一号から第十五号ま

で及び第十七号に該当しない官公署並びに」を

「別表第一に掲げる事業を除く。」及び「」に改め

る。

(船員法の一部改正)

第十三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一

部を次のように改正する。

第六条中「第一条乃至第十一条、第百十七号

乃至第百十九号)を、「(昭和二十二年法律第四

十九号)第一条から第十一条まで、第百十六号

第二項、第百十七号から第百十九号まで)に改

める。

(地方公務員法の一部改正)

第十四条 地方公務員法の一部を次のように改正

する。

第五十八条第二項中「行なう」を「行う」に、

「第八条第一号から第十号まで及び第十三号か

ら第十五号まで)を「別表第一第一号から第十

号まで及び第十三号から第十五号まで)に改め、

同条第三項中「第三十八条の二第二項から第五

項まで)を「第三十八条の二第二項及び第三項、

第三十八条の三、第三十八条の四)に、「及び第

百二条)を、「第百二条及び第百五条の三)に、

「第八条第一号から第十号まで及び第十三号か

ら第十五号まで)を「別表第一第一号から第十

号まで及び第十三号から第十五号まで)に改め、

同条第四項中「基く」を「基づく」に、「前項」を

「第三項」に、「第八条第一号から第十号まで及

び第十三号から第十五号まで)を「別表第一第

一号から第十号まで及び第十三号から第十五号

まで)に改め、同項を同条第五項とし、同条第三

項の次に次の一項を加える。

4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の

二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働

者の過半数で組織する労働組合がある場合に

おいてはその労働組合、労働者の過半数で組

織する労働組合、労働者の過半数で組

織する労働組合、労働者の過半数で組

織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は「とあるのは、使用者は」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは」とあるのは、条例に特別の定めがある場合は」とする。

(最低賃金法の一部改正)

第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く)をいう。

二 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

三 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)
第十六条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第八条第十六号を」官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。に)、第八条第十二号を、別表第一第十二号に掲げる事業に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

改正)

第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「第八号各号のいずれかに該当する事業又は事務所を」第九条に規定する事業に、「同法第九条に規定する労働者を」同条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。に)に改め、「同法第十条を削り、同条第二項中「労働基準法第十条を削り、同法第七号、第三十一条から第三十二条の三までを」労働基準法第七号、第三十二条、第三十二条の二第一項、第三十二条の三に、「第三十六条までを」第三十五条まで、「第三十六条第一項」に、「第三十二条の二中「就業規則その他これに準ずるものにより」を」第三十二条の二第一項中「当該事業場に」に、「就業規則その他これに準ずるものにより」を、「当該派遣元の事業(同項に規定する派遣元の事業をいう。以下同じ。の事業場に」に改め、「労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。以下同じ。を削り、「第三十六条中を」第三十六条第一項中に改め、「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合を削り、「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、及びこれを行政官庁に届け出た場合を」と、「これを行政官庁に」とあるのは「及びこれを行政官庁に」と改め、同条第三項中「第三十六条ただし書を」第三十六条第一項ただし書に改め、同条第五項中、「同条第四項を」と、同法第三十八条の三第一項に改

め、「及びこの法律に基いて発する命令の要旨並びに就業規則を削り、「及びこの法律に基いて発する命令の要旨並びに就業規則を」と、「決議」とあるのは「決議に、「この法律に基いて発する命令の要旨」を「これに基づく命令の要旨」に改める。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十八条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第七号中「第三十二条の三」を、「第三十二条の二第一項、第三十二条の三」に、「第三十六条」を、「第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項」に、「及び第四項並びに」を、「第三十一条の三第一項並びに」に、「第三十六条の」を、「第三十八条第一項の」に、「第四項の」を、「第三十八条の三第一項の」に、「第三十二条の三」中を、「第三十二条の二第一項」に改め、「書面によるを削り、「次条第二項を」第三十二条の四第二項及び第三十六条第三項に改め、「を含む。の下に「次項」を加え、「並びに第三十八条の二第三項及び第五項を、第三十六条第三項及び第四項、第三十八条の二第三項並びに第三十八条の三第二項に、「して」を、同法第三十六条第三項中「代表する者」とあるのは「代表する者決議をする委員を含む。次項において同じ。に」と、「当該協定」とあるのは「当該協定(当該決議を含む。に)としてに、「規定を」と、規定(同法第三十二条の四第三項及び第三十六条第二項から第四項までの規定を含む。及び同法第百六条第一項の規定を」に改める。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第十九条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六号中「事項」の下に、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項に規定する命令で定める事項を除く。」を加える。

(じん肺法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「労働者を」を「労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。を」に改める。

一 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第二条第一項第四号

二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十一号)第二条第四号

三 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第六項

四 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第二号

五 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第二条第二項

理由

労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、労働者の福祉の増進等を図るため、一定の範囲の労働者に関して労働契約の期間の上限を延長するとともに、労働大臣は時間外労働についての基準を定めることができることとするほか、都道府県労働基準局長は労働条件についての紛争の解決の援助を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十八条の二の次に二条を加える改正規定のうち第三十八条の四第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 使用者は、この項の規定により第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を対象業務に就かせたときは第三号に掲げる時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同

意を得なければならないこと及び当該同意を
しなかつた当該労働者に対して解雇その他不
利益な取扱いをしてはならないこと。

第三十八條の二の次に二條を加える改正規定の
うち第三十八條の四第二項第一号中「指名されて」
を命令で定めるところにより任期を定めて指名
され、かつ、命令で定めるところにより当該事業
場の労働者の過半数の信任を得てに改め、同条
第三項中「ために」の下に「、中央労働基準審議会
の意見を聴いて」を加え、同項の次に次の一項を
加える。

第二項の規定による届出をした使用者は、命
令で定めるところにより、定期的に、同項第四
号に規定する措置の実施状況その他の命令で定
める事項を行政官庁に報告しなければならない
い。

第六十六條第一項の改正規定中「第三十八條の四
第一項及び第四項」を「第三十八條の四第一項及び
第五項」に改める。

第六十三條の次に一條を加える改正規定中第
百三十三條に後段として次のように加える。

この場合において、一年についての労働時間
の延長の限度についての基準は、百五十時間を
超えないものとしなければならない。

附則第一條ただし書中「附則第十四條」を「附則
第十五條」に、「第五十六條第一項」を「第三十八條
の二の次に二條を加える改正規定(第三十八條の
四に係る部分に限る)」、第五十六條第一項に改
め、「及び」の下に「第六十六條第一項の改正規定
(第三十八條の四第一項及び第五項に規定する決
議に係る部分に限る)」を加え、「附則第六條の規
定」を並びに附則第六條の規定、附則第十一條第
一項の規定及び附則第十五條の規定(同法第五十
八條第三項の改正規定中「第三十九條第五項」を
「第三十八條の四、第三十九條第五項」に改める部
分に限る)に改める。

附則第十一條中「当該労働者の時間外労働に関
する制度の在り方について」を「時間外労働が長時
間にわたる場合には当該労働者が時間外労働の免

除を請求することができる制度に関し」に改め、
「必要があると認めるときは」を削り、同条を同
条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加
える。

政府は、第三十八條の二の次に二條を加える
改正規定(第三十八條の四に係る部分に限る)の
施行後三年を経過した場合において、新法第
三十八條の四の規定について、その施行の状況
を勘案しつつ検討を加え、必要があると認め
るときは、その結果に基づいて必要な措置を講ず
るものとする。

附則第二十條を附則第二十二條とし、附則第十
九條を附則第二十一條とし、附則第十八條を附則
第二十條とする。

附則第十七條のうち労働者派遣事業の適正な運
営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に
関する法律第四十四條第五項の改正規定中「決議」を
「協定並びに第三十八條の四第一項及び第五項に
規定する決議」に改め、附則第十七條を附則第十
八條とし、同条の次に次の一條を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部
改正に伴う経過措置)

第十九條 平成十二年三月三十一日までの間は、
前条の規定による改正後の労働者派遣事業の適
正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整
備等に関する法律第四十四條第五項中「協定並
びに第三十八條の四第一項及び第五項に規定す
る決議」とあるのは、「協定」とする。

附則第十六條を附則第十七條とし、附則第十
五條を附則第十六條とする。

附則第十四條のうち地方公務員法第五十八條第
三項の改正規定中「第三十八條の二第二項及び第
三項、第三十八條の三、第三十八條の四」を「第
三十八條の二第二項及び第三項、第三十八條の
三」に、「第三十九條第五項」を「第三十八條の四、
第三十九條第五項」に改め、附則第十四條を附則
第十五條とする。

附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二

條を附則第十三條とし、附則第十一條の次に次の
一條を加える。

(深夜業に関する自主的な努力の促進)

第十二條 国は、深夜業に従事する労働者の就業
環境の改善、健康管理の推進等当該労働者の就
業に関する条件の整備のための専業主、労働者
その他の関係者の自主的な努力を促進するもの
とする。

第一類第十二号

労働委員会議録第二号 平成十年九月三日

平成十年九月九日印刷

平成十年九月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局